

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和元年6月5日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

特に平成30年度においては、デジタルプラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事案について積極的な審査を行い、審査の過程において事業者から改善措置の申出等がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事案について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から事案の概要を公表するなど、社会的ニーズに的確に対応した事件に取り組んだ。

また、平成30年12月30日に施行された環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律により、独占禁止法に確約手続が導入されている。

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第1 審査事件の概況

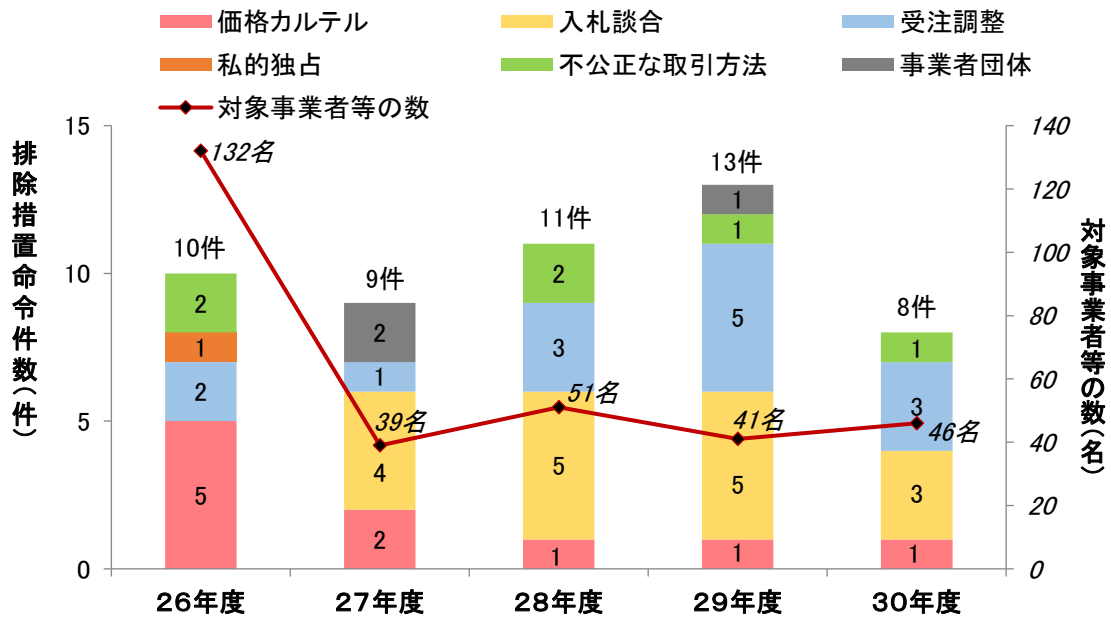
1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

平成30年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ46名の事業者等に対して、8件の排除措置命令を行った。排除措置命令8件の内訳は、価格カルテル1件、入札談合3件、受注調整3件、不公正な取引方法1件となっている。価格カルテル・入札談合・受注調整7件の市場規模は、総額49億円超である。

第1から第4までに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381 (直通)
第5及び第6に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課(審判・訟務担当) 電話 03-3581-5478 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

図1 排除措置命令件数等の推移



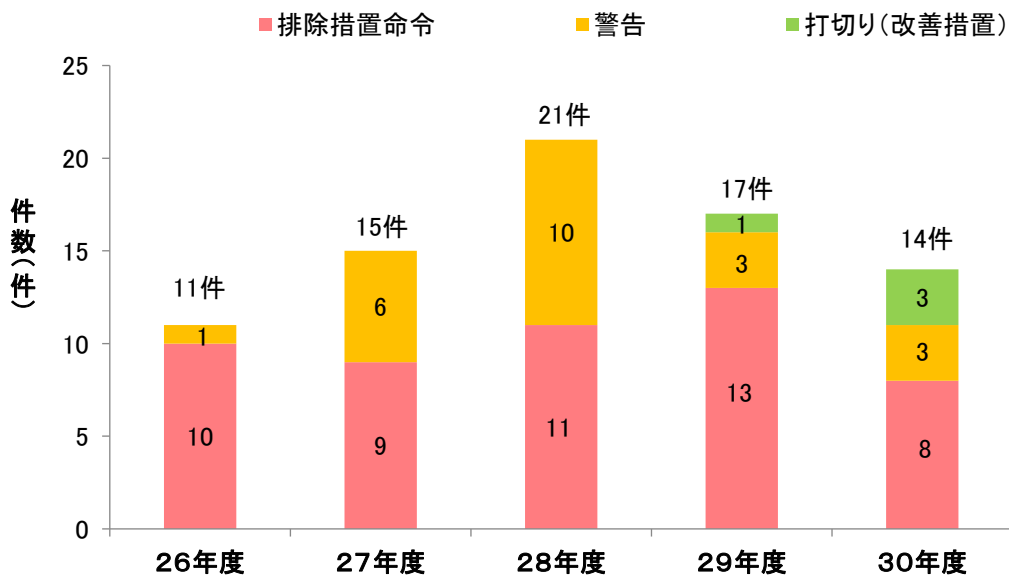
(2) 警告等の状況

平成30年度においては、各事案の内容を踏まえて、迅速な処理を行うことにより競争秩序の早期回復を図った事案や事業者から改善措置の申出等を受けて審査を終了した事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反の疑いのある行為が認められた3件について、関係事業者に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行った（優越的地位の濫用：2件、拘束条件付取引：1件）。

イ デジタルプラットフォームに関する事案等の事業者から改善措置の申出等を受けた3件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（排他条件付取引：2件、拘束条件付取引：1件）。

図2 排除措置命令・警告等の件数の推移



(注)「打ち切り(改善措置)」は、独占禁止法に基づく審査の過程において事業者から改善措置の申出等を受けて審査を終了した事案である。

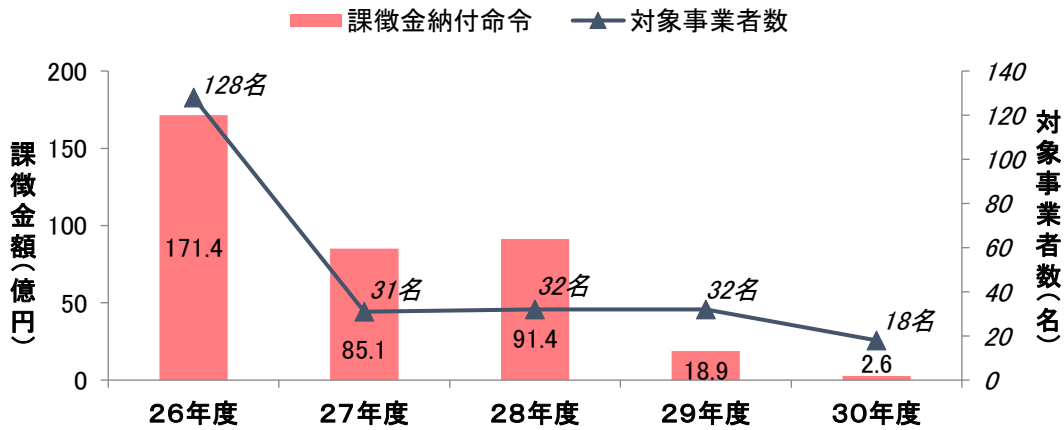
(3) 課徴金納付命令の状況

平成30年度においては、延べ18名の事業者に対して、総額2億6111万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は1450万円（注1）であった。

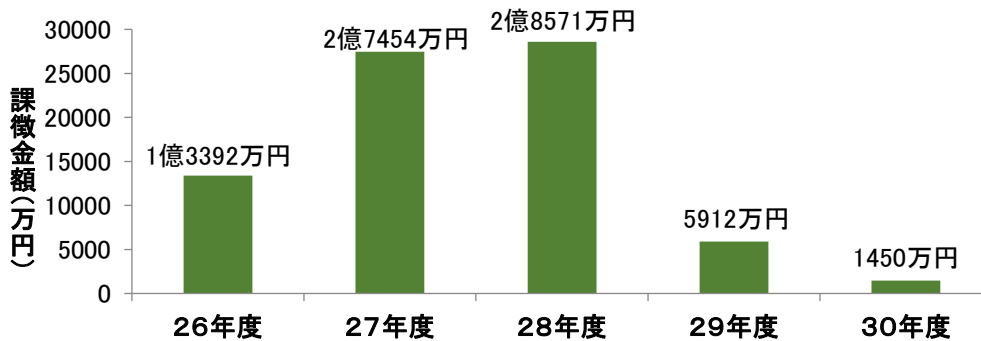
（注1） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



（注）課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



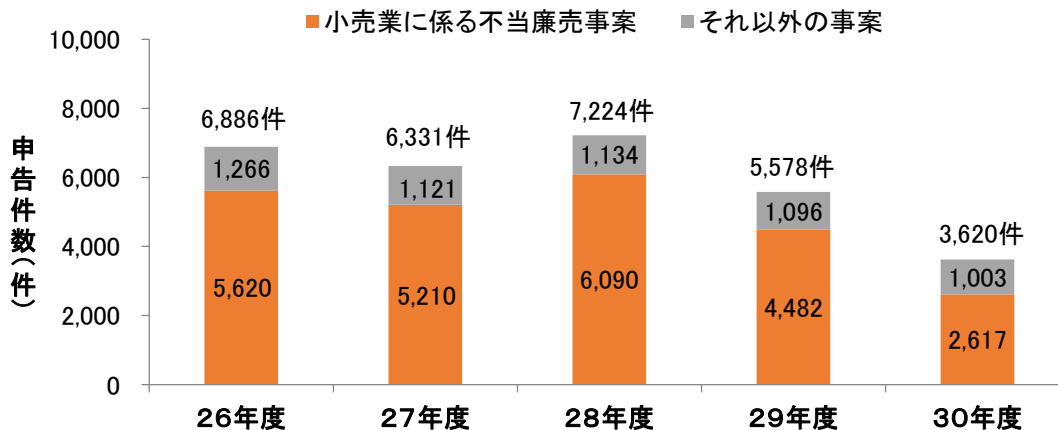
（注）課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 申告の状況

平成30年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、3,620件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成30年度においては、3,887件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



3 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成30年度において、72件であった（平成18年1月の制度導入時から平成30年度末までの累計は1,237件）。

また、平成30年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件7件における延べ21名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注2）。

（注2） 公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト上、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	24	25	26	27	28	29	30	累計 (注3)
申請 件数	102	50	61	102	124	103	72	1,237

(注3) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成31年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件，延べ事業者数)

年度	24	25	26	27	28	29	30	累計 (注6)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数(注4)(注5)	19	12	4	7	9	11	7	136
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数 (注5)	41	33	10	19	28	35	21	348

(注4) 法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注5) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件及び当該事業者を含む。

(注6) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成31年3月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル・入札談合・受注調整

(1) 価格カルテル

平成30年度においては、近畿地区に店舗を設置する百貨店業者による価格カルテル事件について、1件の法的措置を採った。

近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。
(平成30年10月3日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：1億9397万円)

(2) 入札談合・受注調整

ア 入札談合

平成30年度においては、宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札等における談合事件について、3件の法的措置を採った。

宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成30年7月26日 排除措置命令(3件)及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：2503万円)

○宮城県に対する要請(平成30年7月26日)

本件審査の過程において、宮城県が、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、同県が定める談合情報対応マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。

イ 受注調整

平成30年度においては、民間の事業者が発注する物品等の調達における受注調整事件について、3件の法的措置を採った。

全日本空輸株式会社発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。
(平成30年7月12日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：3186万円)

ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。
(平成30年10月18日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：1025万円)
ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。

(平成30年10月18日 排除措置命令)

2 不公正な取引方法

(1) 競争者に対する取引妨害

平成30年度においては、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事に係る取引における取引妨害について、1件の法的措置を採った。

株式会社フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。

(平成30年6月14日 排除措置命令)

ア 建設業者10社に対する注意（平成30年6月14日）

本件審査の過程において、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められたことから、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、建設業者10社に対し、注意を行った。

イ 農林水産省に対する申入れ（平成30年6月14日）

(ア) 東北農政局の職員の行為

本件審査の過程において、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

(イ) 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為

本件審査の過程において、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、前記アの行為を行っていた事実が認められ、このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

(2) 排他条件付取引

平成30年度においては、みんなのペットオンライン株式会社が、ブリーダーとの取引において、その事業活動を制限している疑いについて審査を行った。また、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan株式会社が、取引先事業者との間の契約において、その事業活動を制限している疑いについて、ITタスクフォースにより審査を行った。

どちらの案件についても、審査の過程において、事業者から違反被疑行為に係る改善措置の申出等がなされたところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

みんなのペットオンライン株式会社が、同社が運営するブリーダー（注7）と一般消費者の間の犬又は猫の取引を仲介するウェブサイトを利用するブリーダーに対し、

同社以外が運営する仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑いがあった。

(注7)「ブリーダー」とは、販売を目的として、犬や猫等の繁殖を行う事業者をいう。

(平成30年5月23日 公表)

エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan株式会社が、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーの運営する、住宅を活用した宿泊サービス(以下「民泊サービス」という。)の提供及びそれを受けることを仲介するウェブサイト(以下「民泊サービス仲介サイト」という。)に同社の取引先事業者がAPIを利用して民泊サービスの情報の掲載等をするに当たって、他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑いがあった。

(平成30年10月10日 公表)

(3) 拘束条件付取引

平成30年度においては、タクシー事業協同組合による拘束条件付取引事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

今治タクシー事業協同組合が、組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券(チケット)の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり、組合員が行うタクシー事業に関して、

(1) 遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。

(2) 平成29年6月以降、乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。

(平成31年3月26日 公表)

また、Apple Japan合同会社が、MNO(注8)3社(注9)との契約に基づき、MNO3社の事業活動を制限している疑いについて、ITタスクフォースにより審査を行った。本件については、審査の過程において、Apple Japan合同会社の最終親会社であるアップル・インコーポレイテッドから、契約の一部を改定するとの申出がなされたところ、上記の疑いが解消されるものと認められたこと等から、審査を終了し、事案の概要を公表した。

(注8) Mobile Network Operator(電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用しているもの)の略。

(注9) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社。

Apple Japan合同会社が、同社とMNO3社との契約に基づき、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、MNO3社の事業活動を制限している疑いがあった。

(平成30年7月11日 公表)

3 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用行為については、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

平成30年度においては、岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、同タスクフォースにより審査を行い、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

岩手県産株式会社は、納入業者のうち、1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。

（平成30年11月21日 警告）

このほか、平成30年度においては、同タスクフォースにより調査を行い、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして56件の注意を行った。（別添1参照）

また、都市ガスの製造販売、ガス機器の販売等を営む事業者によるサービスショップに対する優越的地位の濫用事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

大阪瓦斯株式会社は、遅くとも平成25年4月以降、大阪ガスブランドのファンヒーターについて、自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し、当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして、サービスショップに対し、必要以上に自社から購入させている疑い。

（平成31年1月24日 警告）

(2) 不当廉売

平成30年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注10）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして227件の注意を行った（表3）。

また、石油製品小売業者に対してレギュラーガソリンをその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給していた石油製品卸売業者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして3件の注意を行った。

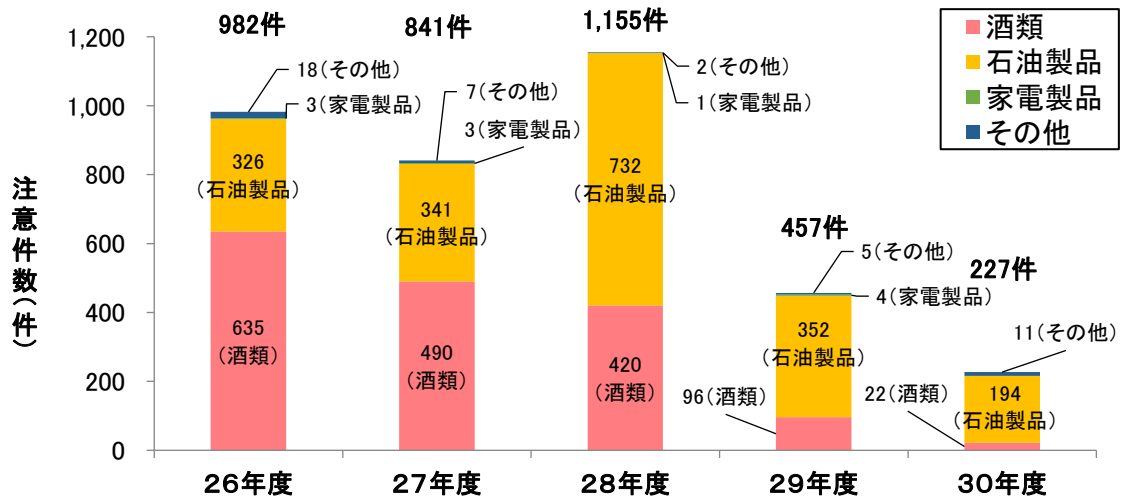
（注10） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表3 平成30年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	22	194	0	11	227

図6 不当廉売事案の注意件数の推移



(※) 注意件数は、下から①酒類、②石油製品、③家電製品、④その他の順に記載。

第3 IT・デジタル関連分野における取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

平成30年度は、ITタスクフォース等において処理したIT・デジタル関連分野の3つの事案の処理結果を公表した（平成30年度のIT・デジタル関連分野における取組状況については、別添2を参照）。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

平成30年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が117件、農業分野が20件、電力・ガス分野が24件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野	03-3581-5492
農業分野	03-3581-3387（※）
電力・ガス分野	03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注11）

平成30年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は7件（注12）であったところ、同年度中に新たに3件が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）ため、同年度に係属した排除措置命令等取消請求訴訟は10件となった。

これら平成30年度の係属事件10件のうち、同年度中に原告の請求を棄却する判決が4件（うち1件は同年度中に原告が控訴、残り3件は同年度末時点で上訴期間中であったが、その後、いずれも原告が控訴している。）、原告の請求を一部認容する判決が1件（同年度末時点で上訴期間中であったが、その後、控訴期間の経過をもって確定し終了した。）あった（別表第7表参照）。

これらの結果、平成30年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件である。

なお、前記執行停止の申立て1件については、平成30年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され、その後、即時抗告されたところ、同年度中に東京高等裁判所において棄却決定が出され、確定した。

（注11） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注12） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

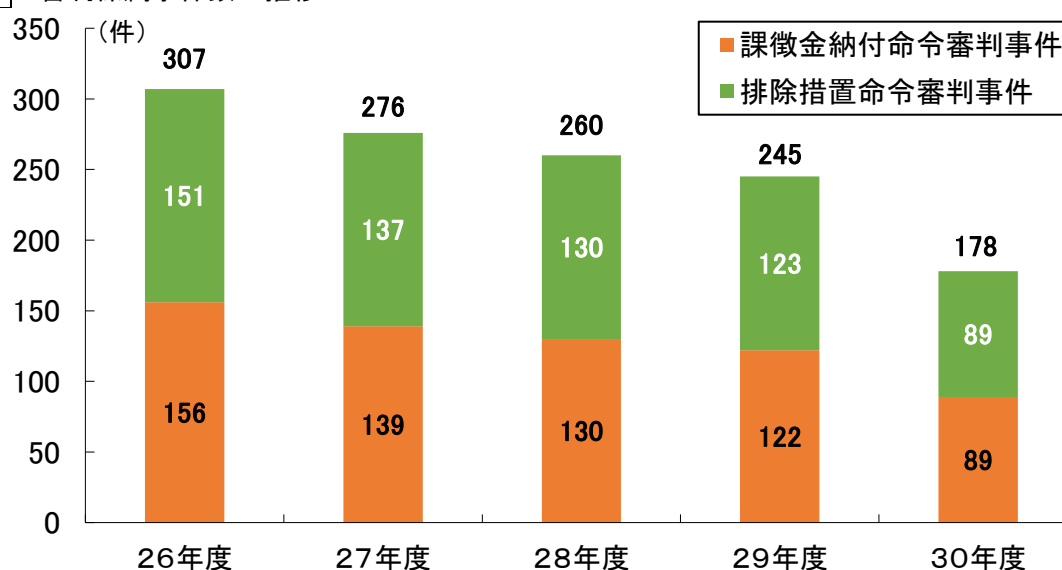
第5 審判及び審決等の概要

平成30年度中に係属していた審判事件数（注13）は178件（うち89件は課徴金納付命令に係るもの）である。平成30年度においては、15件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決6件、排除措置命令を変更する旨の審決1件及び排除措置命令を取り消す旨の審決1件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決6件及び課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決1件である。

この結果、平成31年3月末時点では163件の審判事件が係属中である。

（注13） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図7 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決

(1) 審判請求棄却審決

平成30年度においては、次の合計6件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者による受注調整事件に係るもの5件
- ・ 食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

(2) 排除措置命令を変更する旨の審決

- ・ 食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

(3) 排除措置命令を取り消す旨の審決

- ・ CDMA携帯無線通信に係る知的財産権のライセンス契約による拘束条件付取引に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決

(1) 審判請求棄却審決

平成30年度においては、次の合計6件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見

積み合わせの参加業者による受注調整事件に係るもの5件

- 食料品，日用雑貨品，衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

(2) 課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決

- 食品，日用雑貨品，衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

第6 審決取消請求訴訟

平成30年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数(注14)は11件であったが、平成30年度中に新たに1件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成30年度に係属した審決取消請求訴訟は12件である。(別表第10表参照)。

平成30年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が、原告の請求を棄却する判決をしたものが9件(うち1件は上訴期間の経過をもって確定、8件は原告が上訴)あった。また、最高裁判所が、①上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが2件(うち1件は、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの)、②上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件あった。

この結果、平成31年3月末時点では8件の審決取消請求訴訟が係属中である。

(注14) 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度		2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	
審査 件 数	前年度からの繰越し	1 0	1 1	1 5	2 1	2 5	
	年度内新規着手	1 1 8	1 2 7	1 3 4	1 2 2	1 1 8	
	合 計	1 2 8	1 3 8	1 4 9	1 4 3	1 4 3	
処 理	法的 措置	排除措置命令	9	1 1	1 3	8	
		対象事業者等数	1 3 2	3 9	5 1	4 1	4 6
事 件 数	そ の 他	終 了（違反認定）	0	0	1	1	0
		警 告	1	6	1 0	3	3
		注 意	1 0 2	1 0 6	8 4	8 8	9 5
		打切り	4	2	2 2	1 3	1 4
		小 計	1 0 7	1 1 4	1 1 7	1 0 5	1 1 2
合 計		1 1 7	1 2 3	1 2 8	1 1 8	1 2 0	
次年度への繰越し		1 1	1 5	2 1	2 5	2 3	
課 徴 金 納 付 命 令	納 付 命 令	対象事業者数	1 2 8	3 1	3 2 (注1)	3 2	1 8
		合 計	1 2 8	3 1	3 2	3 2	1 8
	合 計	対象事業者数	1 2 8	3 1	3 2	3 2	1 8
課徴金額		171 億 4303 万	85 億 1076 万	91 億 4301 万 (注1)	18 億 9210 万	2 億 6111 万	
告 発 件 数		0	1	0	1	0	

（注1） 罰金調整の結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 平成30年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
（単位：件）

内容	処理別	法的措置	その他				合計
		排除措置命令	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占		0	0	0	0	1	1
カルテル	価格カルテル（注1）	1	0	0	12	1	14
	入札談合	3	0	0	1	0	4
	受注調整	3	0	0	0	0	3
	小 計	7	0	0	13	1	21
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	0	7	1	8
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	4	7	12
	取引妨害	1	0	0	2	1	4
	優越的地位の濫用	0	0	2	56	0	58
	不当廉売	0	0	0	7	3	10
	共同の取引拒絶	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0	1
	小 計	1	0	3	77	12	93
そ の 他（注2）		0	0	0	5	0	5
合 計		8	0	3	95	14	120

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第3表 排除措置命令（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容		年度					合計
		26	27	28	29	30	
私 的 独 占		1	0	0	0	0	1
カ ル テ ル	価格カルテル	5	2	1	1	1	10
	入札談合	0	4	5	5	3	17
	受注調整	2	1	3	5	3	14
	小 計	7	7	9	11	7	41
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	0	0	1	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	0	0	1
	取引妨害	1	0	0	0	1	2
	優越的地位の濫用	1	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	1	0	1
	小 計	2	0	2	1	1	6
その他（注2）		0	2	0	1	0	3
合 計		10	9	11	13	8	51

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第4表 平成30年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件名	内容	違反法条 (注)	命令年月日
1	30 (措) 12	株式会社フジタ に対する件	フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。	19条（一般 指定14項）	H30.6.14
2	30 (措) 13	全日本空輸株式 会社が発注する 制服の販売業者 に対する件	全日本空輸株式会社発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.7.12
3	30 (措) 14	宮城県大崎市等 が発注する建設 関連業務の入札 参加業者に対す る件	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.7.26
4	30 (措) 15	宮城県北部土木 事務所が発注す る建設関連業務 の入札等の参加 業者に対する件	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.7.26
5	30 (措) 16	宮城県北部土木 事務所栗原地域 事務所が発注す る建設関連業務 の入札参加業者 に対する件	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.7.26
6	30 (措) 17	近畿地区に店舗 を設置する百貨 店業者に対する 件	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H30.10.3
7	30 (措) 18	ドコモショップ ユニフォームの 見積り合わせの 参加業者に対す る件	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.10.18
8	30 (措) 19	ドコモショップ ユニフォームの 見積り合わせの 参加業者に対す る件	ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.10.18

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第5表 平成30年度警告事件の概要

一連 番号	件名	内容	関係法条 (注)	警告年月日
1	岩手県産(株) に対する件	納入業者のうち、1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。	19条（2条 9項5号）	H30.11.21
2	大阪瓦斯(株) に対する件	遅くとも平成25年4月以降、大阪ガスブランドのファンヒーターについて、自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し、当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして、サービスショップに対し、必要以上に自社から購入させている疑い。	19条（2条 9項5号）	H31.1.24
3	今治タクシー 事業協同 組合に対す る件	組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり、組合員が行うタクシー事業に関して、 (1) 遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。 (2) 平成29年6月以降、乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。	19条（一般 指定12項）	H31.3.26

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 平成30年度課徴金納付命令等一覧

一連 番号	件名	内容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 平成30年(措)第13号	全日本空輸株式会社発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3	3,186万	H30.7.12
2	宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件 平成30年(措)第14号	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5	2,035万	H30.7.26
3	宮城県北部土木事務所が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件 平成30年(措)第15号	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	151万	H30.7.26
4	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件 平成30年(措)第16号	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	317万	H30.7.26
5	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件 平成30年(措)第17号	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。	5	19,397万	H30.10.3
6	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件 平成30年(措)第18号	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3	1,025万	H30.10.18
合計			18	2億6111万	

第7表 平成30年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	ルビコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 10億6774万円）	28.9.23	東京地裁 31.3.28	請求棄却判決 （31.4.10控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
2	ニチコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 36億4018万円）	28.9.26	東京地裁 31.3.28	請求棄却判決 （31.4.12控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
3	松尾電機株式会社による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 4億2765万円）	28.9.27	東京地裁 31.3.28	請求一部認容判決 （控訴期間の経過をもって確定） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
4	奥村組土木興業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28.9.28	東京地裁 R元.5.9	請求棄却判決 （控訴期間中） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（28.12.14）（確定）
5	常盤工業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額 5544万円）	29.3.3	東京地裁 30.11.8	請求棄却判決 （30.11.22控訴） （課徴金納付命令取消請求）
				東京高裁 R元.5.15	控訴棄却判決 （上告期間中） （課徴金納付命令取消請求）

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	土佐あき農業 協同組合による件	<p>なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。</p> <p>① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。</p> <p>② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。</p> <p>③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。</p>	29. 5. 2	東京地裁 31. 3. 28	請求棄却判決 (31. 4. 11 控訴) (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(29. 7. 31)(確定)
7	株式会社富士 通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。(課徴金額 48 億円)	29. 8. 1	東京地裁	係属中 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求)
8	公益社団法人 神奈川県LP ガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30. 6. 25	東京地裁	係属中 (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(30. 7. 11) 即時抗告の棄却決定(30. 7. 17)(確定)
9	株式会社阪急 阪神百貨店による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることと合意していた。(課徴金額 6758 万円)	30. 12. 5	東京地裁	係属中 (課徴金納付命令取消請求)
10	株式会社高島 屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることと合意していた。(課徴金額 5876 万円)	31. 3. 29	東京地裁	係属中 (課徴金納付命令取消請求)

第8表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		26 (注1)	27	28	29	30
審判事件数	前年度からの繰越件数	165	275	260	245	178
	審判手続開始件数	142	1 (注2)	0	0	0
	うち排除措置命令審判事件	72	1	0	0	0
	うち課徴金納付命令審判事件	70	0	0	0	0
	年度内審判係属事件数	307	276	260	245	178
審決件数	排除措置命令に係る審判請求棄却審決等	15	7	6	33	8
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決等	18	9	8	33	7
	合 計	33	16	14	66	15
次年度への繰越し		275	260	245 (注3)	178 (注4)	163

(注1) 平成26年度における審決のうち1件は、当委員会がエア・ウォーター㈱に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判事件数には算入していない。

(注2) 平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行った(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。

(注3) 平成28年度においては、14件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。このため、平成28年度における次年度への繰越件数は、245件となる。

(注4) 平成29年度においては、66件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(NTN株式会社に対する件)。このため、平成29年度における次年度への繰越件数は、178件となる。

第9表 平成30年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 10	25 (判) 11～20	株式会社小 糸製作所に 対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、自動車メーカ—5社等がそれぞれ見積り合わせを実施して受注者を選定するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 34億2859万円(合計) 被審人が違反行為により受注したヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	旧法66条2項 (3条後段, 7 条の2)	30.5.30 (排除措置命 令及び課徴金 納付命令に係 る審判請求棄 却審決)
11 ・ 12 *	23 (判) 82・83	株式会社山 陽マルナカ に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である165社のうち、127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 2億2216万円→1億7839万円 被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	旧法66条3 項, 旧法66条 2項(19条〔2 条9項5号〕, 20条の6)	31.2.20 (排除措置命 令の変更及び 課徴金納付命 令の一部を取 り消す審決)
13	22 (判) 1	クアルコ ム・インコ ーポレイテ ッドに対す る件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、被審人等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているとして排除措置を命じたことについて、公正競争阻害性があるとはいえず拘束条件付取引に該当しないと認定し、排除措置命令を取り消した。(不公正な取引方法〔拘束条件付取引〕)</p>	旧法66条3項 (19条〔2条9 項4号〕)	31.3.13 (排除措置命 令を取り消す 審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
14 ・ 15 *	25 (判) 28・29	株式会社ラ ルズに対す る件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち 88 社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。 (不公正な取引方法〔優越的地位の濫用])</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12 億 8713 万円 被審人と納入業者 88 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	旧法 66 条 2 項 (19 条 [2 条 9 項 5 号], 20 条 の 6)	31.3.25 (排除措置命 令及び課徴金 納付命令に係 る審判請求棄 却審決)

(注 1) 「一連番号」欄に「*」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである(平成 30 年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第 12 表参照)。

(注 2) 平成 25 年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第10表 平成30年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	積水化成成品工業株式会社ほか1名による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法採用工事で使用されるEPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕)</p>	29.3.10	東京高裁 30.3.23	請求棄却判決 (30.4.7 上告及び上告受理申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 8267万円(2社合計) 被審人らが違反行為により受注したEPSブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 30.12.13	上告棄却及び上告不受理決定
2	カネカケンテック株式会社ほか1名による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法採用工事で使用されるEPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕)</p>	29.3.10	東京高裁 30.4.20	請求棄却判決 (30.5.7 上告受理申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2873万円(2社合計) 被審人らが違反行為により受注したEPSブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 30.12.13	上告不受理決定
3	株式会社飯島工事ほか1名による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取</p>	29.7.12	東京高裁 30.9.7	請求棄却判決 (30.9.19 上告及び上告受理申立て)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		引制限〔入札談合〕 【課徴金額に係る認定】 2163万円（2社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁	係属中
4	株式会社天川組による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29.7.13	東京高裁 30.4.27	請求棄却判決 (30.5.9 上告及び上告受理申立て)
		【課徴金額に係る認定】 1866万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 30.10.12	上告棄却及び上告不受理決定
5	三森建設株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29.7.13	東京高裁 30.10.26	請求棄却判決 (30.11.12 上告及び上告受理申立て)
		【課徴金額に係る認定】 1434万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	天川工業株式会社ほか 8 名 による件 【上告審・岩波建設株式会社ほか 7 名】	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29. 7. 14	東京高裁 30. 8. 10	請求棄却判決 (29. 8. 23 原告天川工業株式会社を除く 8 名につき、上告及び上告受理申立て 原告天川工業株式会社につき、上訴期間の経過をもって確定)
		<p>【課徴金額に係る認定】 1 億 5922 万円 (9 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁	係属中
7	株式会社廣川工業所による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29. 7. 18	東京高裁 30. 8. 31	請求棄却判決 (30. 9. 11 上告及び上告受理申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2772 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁	係属中
8	植野興業株式会社ほか 6 名 による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29. 7. 18	東京高裁 30. 11. 30	請求棄却判決 (30. 12. 14 上告及び上告受理申立て)

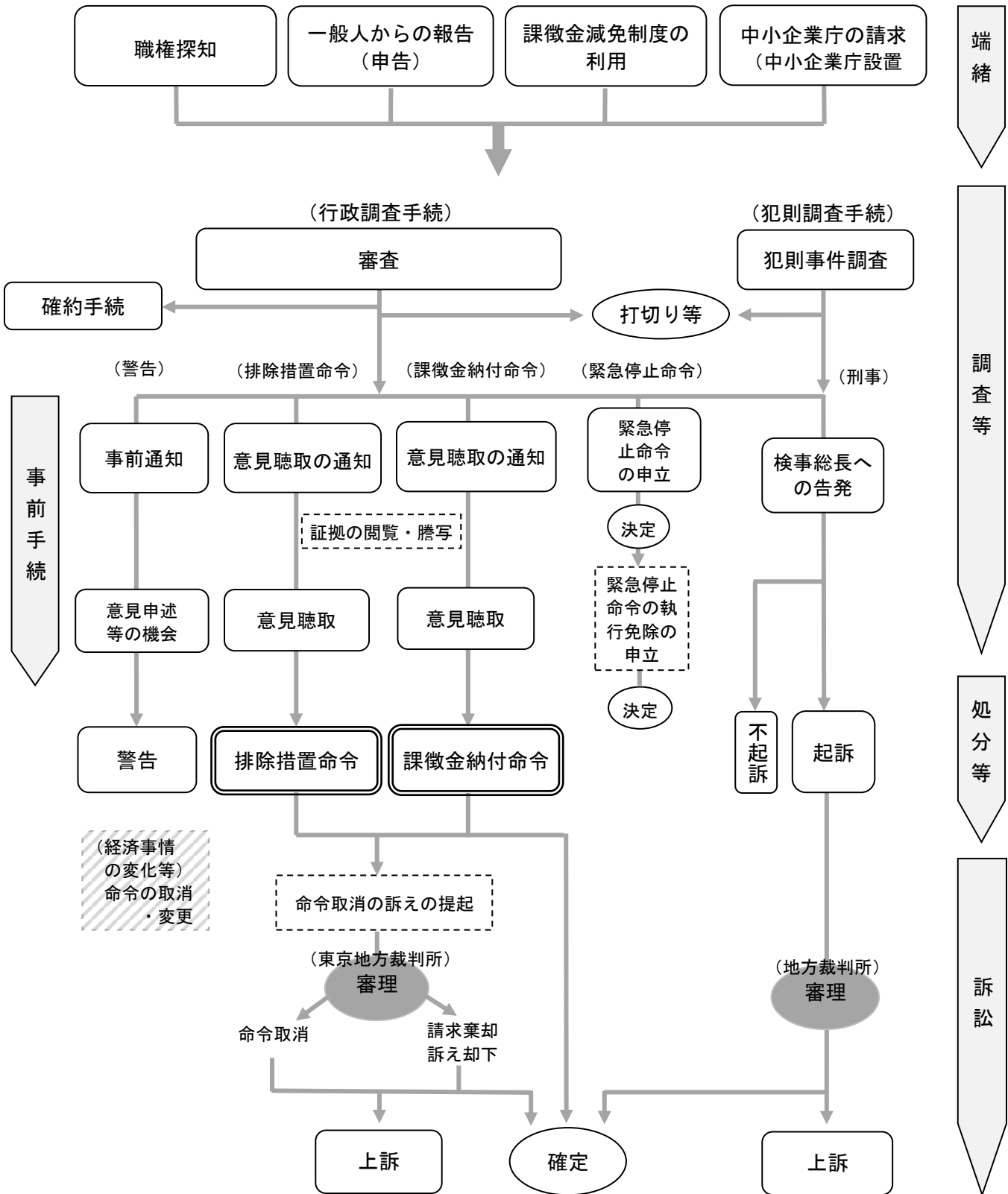
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 2億2583万円（7社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁	係属中
9	友愛工業株式会社による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.11.1	東京高裁 30.11.30	請求棄却判決 (30.12.17 上告及び上告受理申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2631万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁	係属中
10	株式会社中村工務店による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 3245万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	29.11.2	東京高裁 30.10.26	請求棄却判決 (上訴期間の経過をもって確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
11	飯塚工業株式 会社ほか 5 名 による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合])</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1 億 1975 万円 (6 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	29. 11. 2	東京高裁 R 元. 5. 17	請求棄却判決
12	株式会社山陽 マルナカによる 件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 165 社のうち、127 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用])</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1 億 7839 万円 被審人と納入業者 127 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	31. 3. 22	東京高裁	係属中

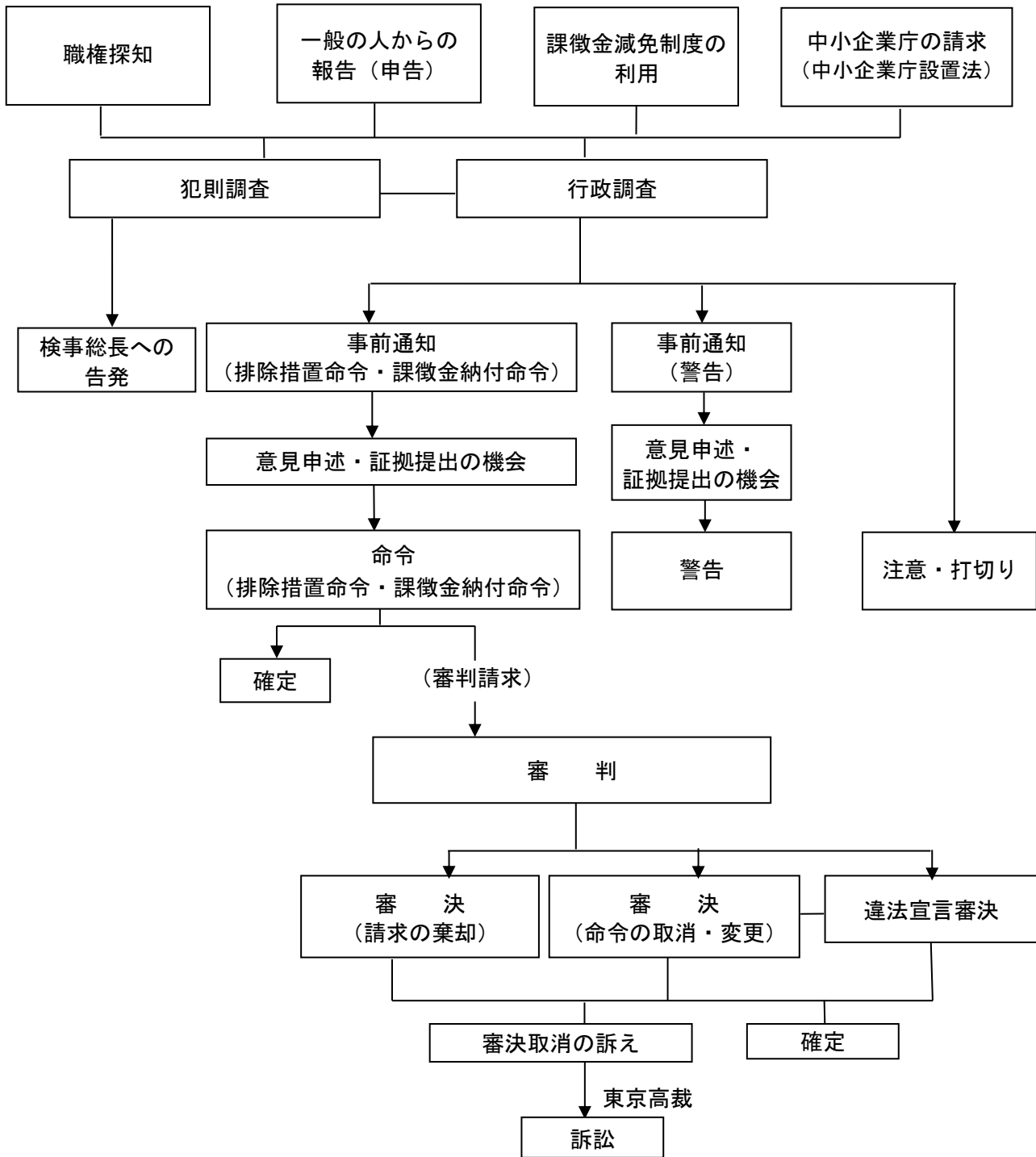
(参考) 平成31年度(令和元年度)に提起された審決取消請求訴訟

件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
株式会社ラルズによる件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	31.4.24	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）の施行（平成27年4月1日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。